

2021年9月度 広告相談レポート

1. 相談受付件数・相談者の内訳

9 月度の全体の相談受付件数は計 124 件で、前月度と比較すると 11 件増（新車関係 13 件増、中古車関係増減なし、その他 2 件減）、対前年同月比では 14 件増（新車関係 2 件増、中古車関係 9 件増、その他 3 件増）となっています。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約 33%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約 54%（22 件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（26 件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約 39%（48 件）を占めています。

【相談者の内訳・2021年9月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	56	57	11	124
広告代理店	19	12	10	41
メーカー系ディーラー	15	10	1	26
自動車関係団体	10	8	0	18
中古車専門店	2	15	0	17
中古車情報誌社	0	4	0	4
メーカー	9	0	0	9
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	1	8	0	9

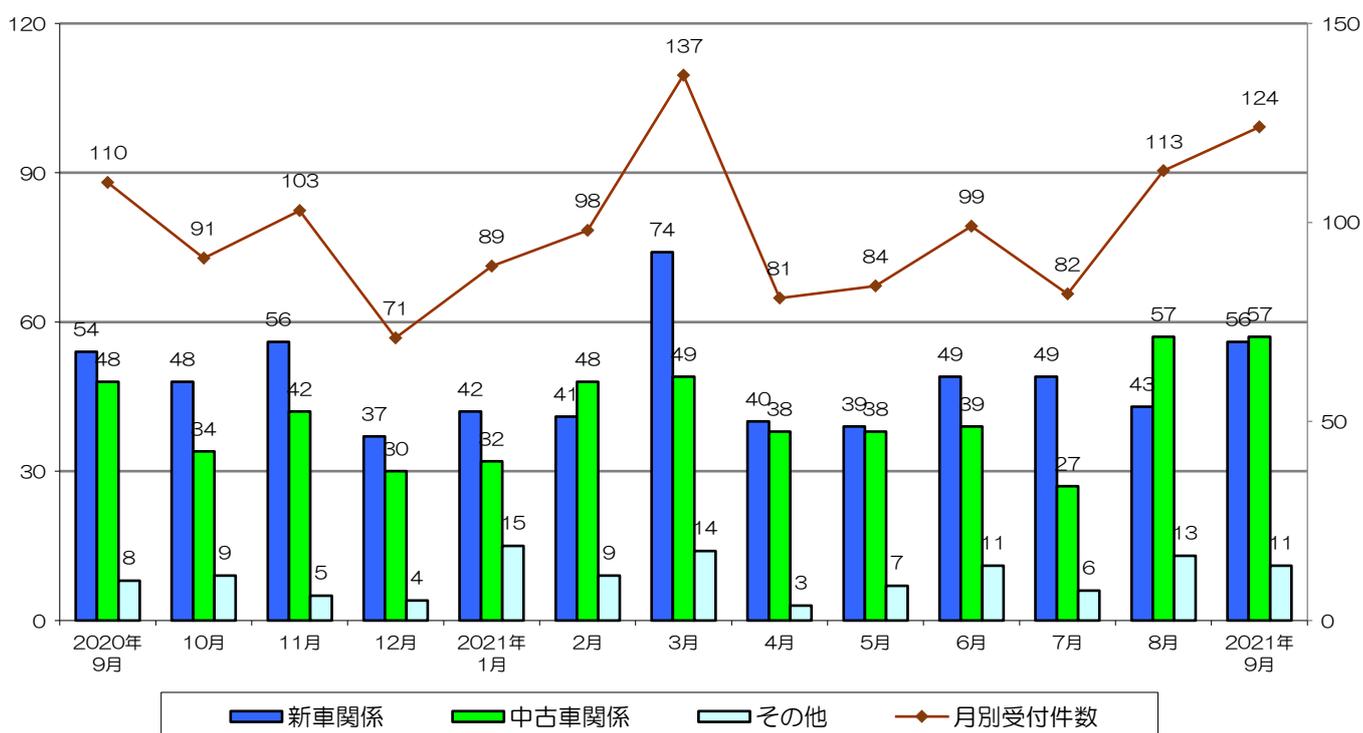


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	4
メーカー系ディーラー	22
中古車専門店	7
その他	8

【相談受付件数の推移・2020年9月～2021年9月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが53.3%、『特定事項』に関する問い合わせが13.3%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約67%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	45	80.4%	その他相談	1	1.8%
景品関係	10	17.9%	合計	56	100.0%

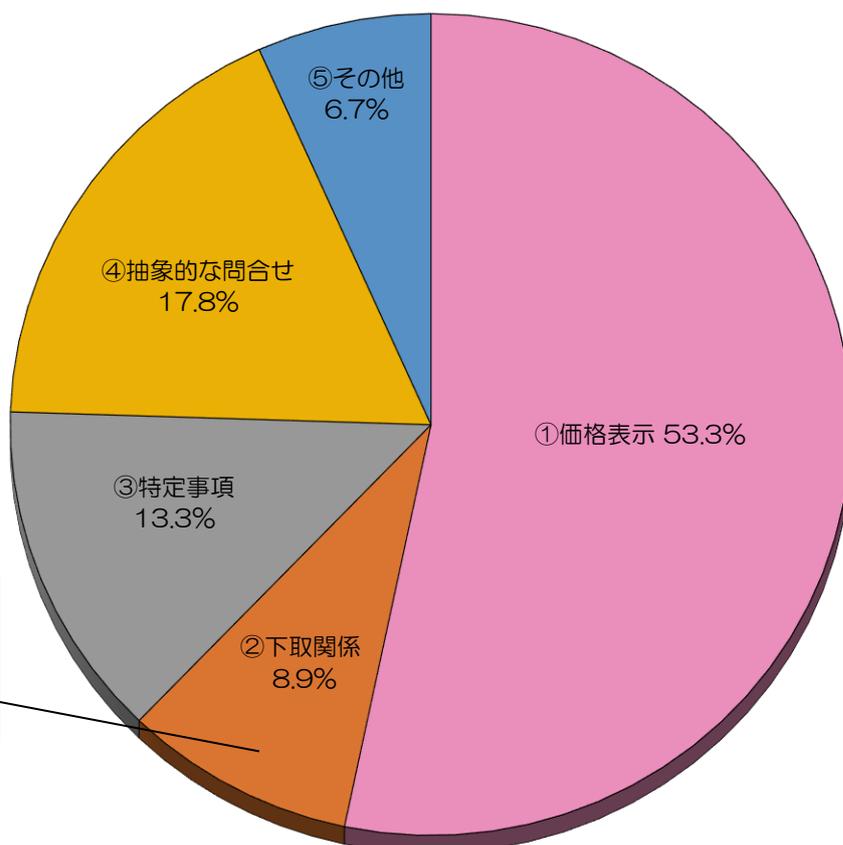
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	24	53.3%	③特定事項	6	13.3%
表示方法	7	15.6%	燃費	3	6.7%
値引き表示	7	15.6%	写真・イラスト	1	2.2%
割賦・リース	9	20.0%	特別仕様・限定	2	4.4%
その他(価格)	1	2.2%	④抽象的な問合せ	8	17.8%
②下取関係	4	8.9%	広告表現の可否	5	11.1%
			企画の可否	2	4.4%
			抽象的な問合せ	1	2.2%
			⑤その他	3	6.7%
			合計	45	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	6	60.0%	期間延長	1	10.0%
一般懸賞(抽選等)	1	10.0%	抽象的な問合せ	2	20.0%
			合計	10	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



今月の事例

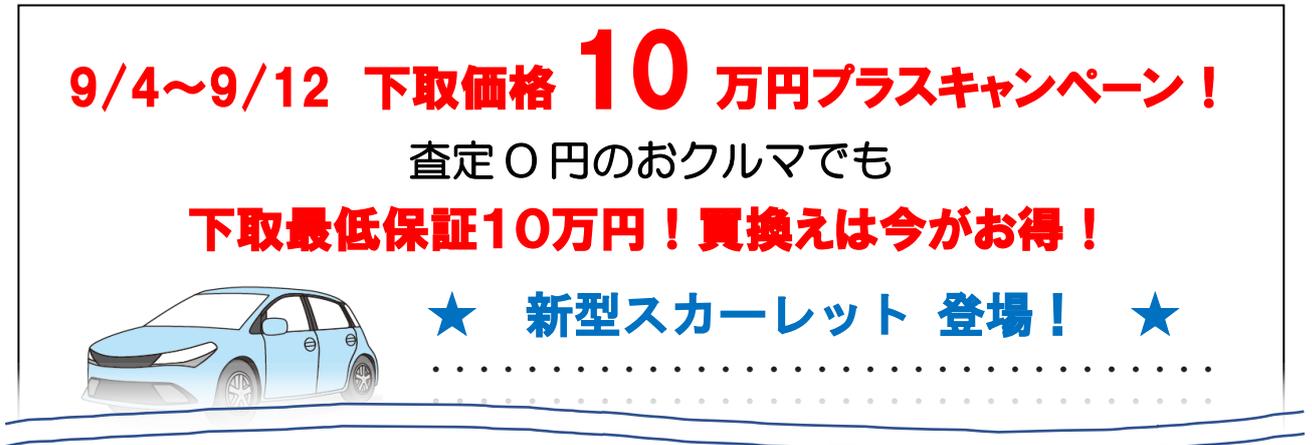
- ・「下取価格を通常よりも高くする旨等の表示」について

広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「下取価格を通常よりも高くする旨等の表示」について〕

Q. 下取車の入庫を目的としたキャンペーンを実施する際に、「下取価格 10 万円プラスキャンペーン」、「査定 0 円の車でも下取最低保証 10 万円！買換えは今がお得！」など、「下取価格を通常よりも高くする旨」を表示したいのですが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】



9/4~9/12 下取価格 **10** 万円プラスキャンペーン！
査定 0 円のおクルマでも
下取最低保証 10 万円！買換えは今がお得！
★ 新型スカーレット 登場！ ★

The advertisement is enclosed in a rectangular frame with a blue wavy line at the bottom. It features a blue car on the left and promotional text in red and blue. The text is bold and uses large numbers for emphasis.

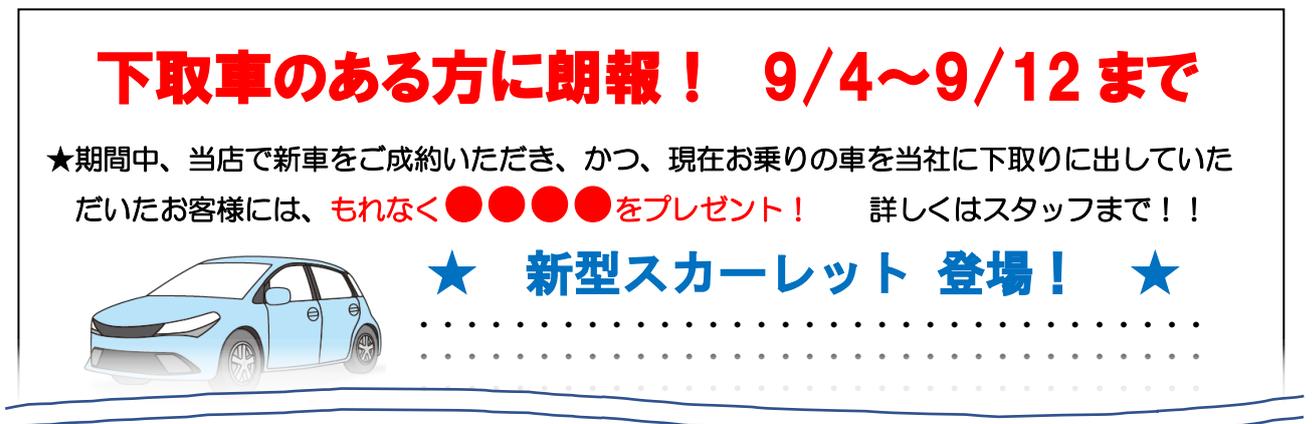
A. 下取車の価格は、年式や品質、車検残存期間等により 1 台毎に異なり、またその評価も販売店毎に異なるなど、絶対的、不変的なものではありません。このため、消費者にとっては実際に表示どおりのことが行われているかどうかを判断するのが非常に難しいといえます。

また、表示どおりのことが行われない場合（「下取価格が通常に比べ 10 万円プラスされていない」、「本来 10 万円以上価値のある下取車の価格が最低保証の 10 万円に抑えられてしまい、お得でない」等）は、不当表示となります。

したがって、「下取価格を通常よりも高くする旨」や「下取価格の最低保証」等の表示は、消費者の不信を招くおそれがあり、不当表示未然防止の観点からも慎む必要があります。

なお、下取車のあるお客様に、期間中に限りオプション等を景品として提供することは可能です。

【正しい広告表示の例】



下取車のある方に朗報！ 9/4~9/12 まで
★期間中、当店で新車をご成約いただき、かつ、現在お乗りの車を当社に下取りに出していただいたお客様には、**もれなく●●●●をプレゼント！** 詳しくはスタッフまで！！
★ 新型スカーレット 登場！ ★

The advertisement is enclosed in a rectangular frame with a blue wavy line at the bottom. It features a blue car on the left and promotional text in red and blue. The text is bold and uses large numbers for emphasis.

3. 中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが37.8%、『必要表示事項』に関する問い合わせが20.0%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約58%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	45	78.9%	その他相談	6	10.5%
景品関係	6	10.5%	合計	57	100.0%

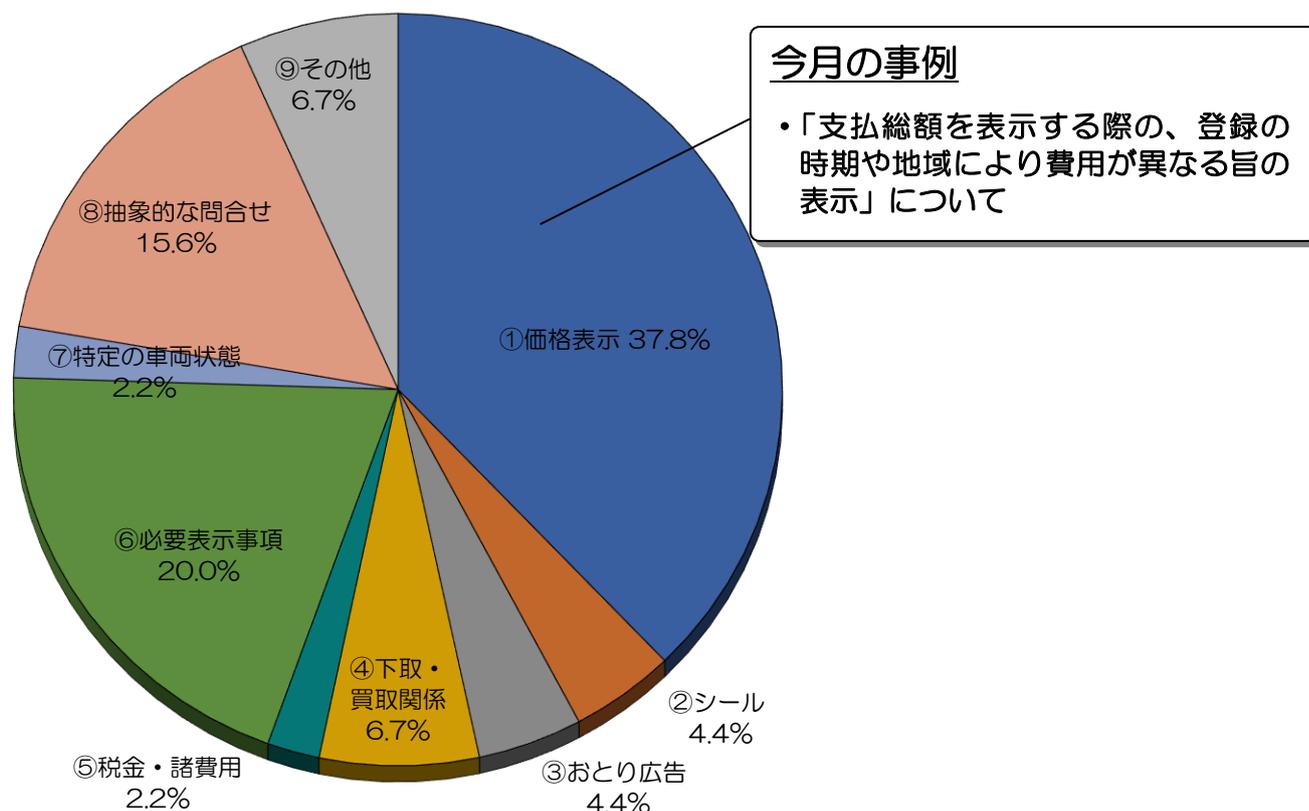
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	17	37.8%	⑥必要表示事項	9	20.0%
表示方法	2	4.4%	走行距離数	1	2.2%
付属品・特別仕様	2	4.4%	使用区分	2	4.4%
値引き表示	5	11.1%	保証の有無	2	4.4%
支払い総額	3	6.7%	整備実施状況	1	2.2%
割賦・リース	3	6.7%	必要表示事項全般	3	6.7%
その他（価格）	2	4.4%	⑦特定の車両状態	1	2.2%
②シール	2	4.4%	⑧抽象的な問合せ	7	15.6%
③おとり広告	2	4.4%	広告表現の可否	4	8.9%
④下取・買取関係	3	6.7%	企画の可否	2	4.4%
⑤税金・諸費用	1	2.2%	抽象的な問合せ	1	2.2%
諸費用	1	2.2%	⑨その他	3	6.7%
			合計	45	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	6	100.0%	合計	6	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「支払総額を表示する際の、登録の時期や地域により費用が異なる旨の表示」について〕

Q. 中古車の販売価格を「支払総額」で表示することを考えていますが、お客様の登録の時期や地域によって諸費用が異なります。どのように表示すればよいでしょうか？

A. 中古車に関する施行規則第6条第3項第2号において、『支払総額』を表示する場合は、現金価格(車両価格)を併記するとともに、『価格には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている旨、及び当該価格は、登録等の時期や地域等について一定の条件を付した価格である旨』を表示することが定められています。

したがって、「支払総額」は一定の条件の下での価格であることを明確にするため、「支払総額は、●●年●●月現在の●●県内登録、店頭納車の場合の価格で、お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途必要となる」旨を表示してください。

【正しい広告表示の例】

コートリ 1.5G 

支払総額 104万円[※]
 (車両価格 98万円 諸費用 6万円)

■初度登録 2013年 ■検 2022年3月 ■保証付き(3ヵ月3千km 部分保証)
 ■8.1万km ■修復歴なし ■定期点検整備有(納車時)
 ■車台番号下3桁:512 ■グリーン 整備費用を価格に含みます

※支払総額には、車両価格の他、自賠責保険料、税金、登録等に伴う費用、リサイクル預託金相当額等、購入時に必要な全ての費用が含まれています。

※支払総額は、●●年●●月現在、●●県内登録及び店頭で納車した場合の価格です。お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。

【表示のポイント】

中古車の販売価格として、現金価格(車両価格)に諸費用(保険料、税金、登録に伴う費用等)を加えた額を表示する場合は、以下を表示すること

- 1) 当該中古車を購入する際に最低限必要な費用を加えた価格を、「支払総額」の名称で表示すること
- 2) 内訳として「現金価格(車両価格)」を表示すること
- 3) 「支払総額には、保険料、税金、登録に伴う費用等が含まれている」旨を表示すること

- 4) 「支払総額は、登録の時期や地域等一定の条件の下での価格である」旨を表示すること

《 中古車の販売価格の表示を「支払総額」に統一することの検討について 》

■中古車の不当な価格表示及び不適切な販売方法等、中古車販売においてみられる問題を解決し、「消費者の信頼」と「事業者間の公正な競争」を確保するため、中古車の販売価格として「支払総額」を表示(併せて、内訳として「車両価格」及び「諸費用の額」を表示)することについて、規約・規則の改正に向けた検討を行っています。

また、以下の「諸費用の考え方」に基づく諸費用の適正化の検討も併せて行っています。

▶中古車の「支払総額」に含めることができる「諸費用」の考え方